独立行政法人農畜産業振興機
構理事　中村　英男
農林水産事務官（近畿農政局長）に採用する
（大臣官房付）農林水産事務官　武石　徹
北海道農政事務所長に配置換する
（農林水産技術会議事務局総務
課長）同　髙野　浩文
近畿農政局次長に配置換する
（消費者庁食品表示企画課長）
内閣府事務官　増田　直弘
農林水産事務官（農林水産技術会議事務局総務課
長）に転任させる
農水産業協同組合貯金保険機
構理事長　島田　泰助
農林水産技官（大臣官房政策課政策情報分析官）
に採用する
独立行政法人農畜産業振興機
構理事　長　清
農林水産事務官（消費・安全局消費・安全政策課
食品安全情報分析官）に採用する
独立行政法人農林漁業信用基
金理事　宮﨑　正義
農林水産事務官（消費・安全局畜水産安全管理課
畜水産安全情報分析官）に採用する
独立行政法人農業・食品産業
技術総合研究機構総合企画調
整部研究管理役　中島　隆
農林水産技官（農林水産技術会議事務局研究調整
官）に採用する
独立行政法人農林漁業信用基
金総括調整役　羽村　康弘
農林水産事務官（関東農政局経営・事業支援部長）
に採用する
（関東農政局総務部次長）農林
水産事務官　渡辺　樹
大臣官房評価改善課会計監査室長に配置換する
（人事院人材局交流派遣専門員）
人事院事務官　遠山　知秀
農林水産事務官（食料産業局食品製造卸売課卸売
市場室長）に転任させる
（関東農政局経営・事業支援部
長）農林水産事務官　鶴見　和良
大臣官房付に配置換する
（北海道農政事務所次長）農林
水産技官　小林　英典
北海道農政事務所長事務代理を免ずる
（大臣官房付）農林水産事務官　幸田　淳
内閣府に出向させる
（同）同　竹田　秀一
消費者庁に出向させる
渡部　裕人
独立行政法人農畜産業振興機構監事に任命する
田辺　義貴　伊藤　康生
独立行政法人農業者年金基金監事に任命する（各
通）
小西　敏之
日本中央競馬会監事に任命する（以上十月一日）

最高裁判所

東京簡易裁判所判事　鳥路　季雄
下館簡易裁判所判事に補する（九月三十日）
判事兼簡易裁判所判事　黒澤　圭子
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
同　山田　健男
大阪高等裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　山本　健一
名古屋高等裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
同　渡邉左千夫
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所小田原支部勤務を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所小田原支部勤務を命ずる
小田原簡易裁判所判事に補する
同　槐　智子
静岡地方裁判所判事に補する
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡簡易裁判所判事に補する
同　北澤　純一
岡山地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて岡山家庭裁判所判事に補する
岡山簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　阿部　雅彦
千葉簡易裁判所判事に補する
同　木村　哲彦
広島簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡
易裁判所判事　横溝　邦彦
大阪高等裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡
易裁判所判事　谷口　安史
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　谷本　奈央
東京簡易裁判所判事に補する（以上十月一日）
大阪高等裁判所判事・大阪簡
易裁判所判事　片岡　勝行
京都家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する（十月四日）
東京地方裁判所判事補兼東京
家庭裁判所判事補・東京簡易
裁判所判事　林　優香子
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する（十月七日）

○定年退官
判事山崎学は九月二十七日限り定年退官
○任期終了退官
判事大庭和久は九月三十日限り任期終了

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

東京地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第４号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成25年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成25年10月10日
３　終了決定をした理由
特別支給手続を開始したものの、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第20条において準用する同法第９条第１項の規定による申請がなかったため。
４　この公告に関する問い合わせ先
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１―１―１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき
(2)　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。